

平成23年度 事業計画

I 基本方針

我が国の経済社会を取り巻く環境は、輸出の増加などを背景に持ち直しに向けた動きが見られたものの、本格的な回復に向けた展望は開けず、円高やデフレの影響、厳しい雇用情勢など依然として予断を許さない状況が続いていることから、環境省においては、温室効果ガス排出量削減とリデュース・リユースを重視した3R強化・促進プログラムとして3R環境負荷削減効果の「見える化」促進を重点施策とし、国民の3R行動と経済成長を両立させる質の高い循環型社会の構築を目指すとして、本年1月に全国都道府県等環境担当部局長会議を開催し、廃棄物・リサイクル対策に関しては、一般廃棄物処理計画の適正な策定・運用がされること、合特法に基づく合理化事業計画の策定等による適切な対策が講じられること等、について市町村への周知徹底・助言等を出席者に求めるとともに、約1800万人に及ぶ污水处理施設の未普及人口の解消に向け、単独処理浄化槽から合併処理浄化槽への転換を促進するため、浄化槽整備に対する助成制度の活用等について説明・要請を行ってまいりました。

そうした状況にあった矢先の3月11日、東北から関東地方一帯を大地震、大津波が襲い、鉄道や道路の寸断、工場や港、市街の壊滅、原子力発電施設の事故・・未曾有の災害が発生し、経済基盤は破壊されてしまいました。

県内でも、特に北茨城市、ひたちなか市、大洗町、鹿嶋市等の沿海部を中心に大きな被害を受けましたが、日々復興の一途を辿っている状況にあります。

会員事業所におきましては、大震災後、少なからず被害を被っている状況の中、地域の被災者の支援活動等に携わり、連日、奮闘されてこられたところではありますが、破壊された生活環境の一日も早い復興と向上発展のため、国等の動向を注視しつつ、市町村等関係機関との密接な連携を図り、一般廃棄物収集運搬事業・浄化槽清掃事業・リサイクル事業を通じて安心して安全な社会づくりにさらなる貢献をしていくことが望まれているところであります。

当協会としましては、先行き不透明な厳しい経済情勢、環境の中で、本年度も会員の団結と協調を図り、「廃棄物の適正処理に係る普及啓蒙及び実践活動を行い、もって生活環境の保全及び公衆衛生の向上に寄与する。」とする目的の達成を基本に各種事業を着実に進めてまいります。

II 事業計画

1 会員の増強と組織の強化

会員の増強に努め、組織の強化を図ります。

2 日本環境保全協会及び日本環境保全協会関東地区協議会に係る各種行事への参加

日本環境保全協会及び関東近県団体に構成している日本環境保全協会関東地区協議会が主催する各種行事等に参加し、廃棄物処理事業等に対する諸問題、関連法令や合特法（下水道の整備等に伴う一般廃棄物処理業等の合理化に関する特別措置法）推進活動等について、情報交換等を行います。

3 支部活動の推進

各支部における会員相互の親睦と連携を図り、課題等の情報交換に努めていきます。

4 環境衛生意識の高揚と普及に関する事業

(1) 一般廃棄物実務責任者講習会等の開催

実際に、一般廃棄物処理事業に従事する会員や会員事業所従事者が自主的に法制度や技術、作業管理、事故防止等に関する知識を深めるとともに、浄化槽の清掃作業に関し必要な知識や技術を習得するための講習会を開催します。

ア 一般廃棄物実務責任者講習会

開催時期 平成23年10月中・下旬

開催場所 未定

(財)日本環境衛生センターの協力のもとに開催します

内 容 環境保全と一般廃棄物処理事業
廃棄物処理法の解説
ごみ収集運搬の実務

イ 浄化槽講習会

開催時期 平成24年1月中旬

開催場所 未定

内 容 浄化槽実機の説明及び清掃実務

詳細は、役員会で検討し決定します

(2) 霞ヶ浦環境科学センター夏まつり2011への参加

霞ヶ浦を身近に感じてもらい、「水に親しむ」ことを通して県民の湖沼環境に対する意識の一層の高揚を図るために開催される「夏まつり2011」にテント出展します。

開催時期 平成23年8月下旬

開催場所 霞ヶ浦環境科学センター（土浦市沖宿町1853）

展示品等 役員会で検討し決定します

(3) 「浄化槽シール」の作成・配付

環境省が推奨する「浄化槽清掃済の証」シールの普及は、浄化槽設置者（管理者）・保守点検業者・清掃業者、それぞれの業務分担等が確実にとなり、不適格業者の追放にも効果があることから、本年度も引き続き作成・配付をし、公共用水域の汚濁防止の一助とします。

(4) 浄化槽一括契約システムの普及・啓発

平成22年4月1日から導入した「浄化槽一括契約システム」の趣旨を踏まえ、浄化槽の清掃や保守点検等維持管理の適正な実施の普及、啓発に努めるとともに、浄化槽行政の推進について積極的に協力していきます。

5 廃棄物の不法投棄防止活動に関する事業

茨城県が定めた「不法投棄防止協調月間事業実施要領」に基づき、関係市町村の協力を得ながら、登録ボランティアU. D. 協会監視員（不法投棄監視員）等による監視パトロールを実施します。また、併せて道路等の清掃活動（ごみ拾い）を行い環境美化に貢献します。

なお、会員等は、日常の業務移動間においても監視活動の視点を持って行動し、不法投棄物を発見した場合は、管轄の県民センター等へ連絡するなどの対応をしていきます。

○不法投棄監視パトロール及び道路等清掃活動（ごみ拾い）の実施

実施時期 平成23年7月上旬及び平成24年2月上旬の2回

実施地区等 役員会で検討し決定します

6 霞ヶ浦・北浦地域清掃大作戦拠点地区事業への参加

霞ヶ浦問題協議会等が主催する「霞ヶ浦・北浦地域清掃大作戦拠点地区事業」に参加し、河川や湖岸等にあるごみ拾いを行い「きれいな茨城づくり」に貢献します。

実施時期 平成24年3月第一日曜日

実施地区等 主催者の指定する地区のごみ拾い等

7 清掃に関する研修等事業

会員事業所従事者の知識、技能の向上を図るため日本環境整備教育センターが主催する浄化槽清掃技術者講習会をはじめ一般廃棄物収集運搬事業に係る各種セミナー等への参加を積極的に勧め、資格者の育成を図ります。

8 廃棄物収集運搬及び清掃事業の改善に関する事業

県内市町村において、住民の排出する廃棄物の収集運搬等について必要に応じ、関係市町村の衛生主管課長等との協議を行い、当該事業の円滑な推進に努めます。

9 緊急災害対策に関する事業

地震災害や風水害が発生した場合に備え、当協会としても、緊急災害時における県市町村への協力体制の確立を図ります。（仮設トイレの消毒、清掃など）

10 合特法対策に関する事業

日本環境保全協会と連携を図りながら、合特法（下水道の整備等に伴う一般廃棄物処理業等の合理化に関する特別措置法）の適用実現に向け、会員の総意を結集し、関係市町村の理解を深める運動を推進します。

11 青年部への助成事業

廃棄物処理事業経営のための学習や、技術力向上に関する研修など、自主的な人材育成活動が円滑に推進できるよう支援していきます。

12 広報活動・情報化社会への取り組み

「協会だより」を定期的に発行し、協会の活動状況や役員会等での協議内容について周知を図っていきます。

インターネットのウエイブサイト (<http://www.kankyo-ibaraki.com/>)
の充実を図り、当協会の情報及び活動のへの認識を高めるよう努めます。

1.3 会議の開催

協会の運営に関する重要事項や会務の執行に係る事項等を審議協議するため、次のとおり会議を開催します。

- ア 通常総会 平成23年5月27日(金) 三の丸ホテル
- イ 理事会 平成23年4月16日(土) 三の丸ホテル
- ウ 役員会 通常総会及び理事会開催月を除き、原則として毎月
第三土曜日に開催

1.4 公益法人制度改革

新たな公益法人制度(一般社団・財団法人法、公益認定法、整備法)が平成20年12月1日に施行され、現行の特例民法法人は5年以内の平成25年11月30日までの移行期間内に公益社団法人への認定申請か、または一般社団法人への移行の認可申請手続きが必要となりました。

このため、本年度は、新しい法人への移行について調査、検討、準備を進めていきます。